（貸金業法施行規則の一部改正）

第十条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「、運転免許証」を「、運転免許証等」に改め、「規定する運転免許証」の下に「又は同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書」を加え、「外国人登録証明書」を「在留カード（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードをいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第三十条の十三第一項第七号において同じ。）」に改め、同条第三項第一号中「（当該登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削り、同項第四号中「第四号」の下に「、第十条の六の二第三項第三号」を加える。

第八条第二号イ(2)、第二十六条の三十九第二項第二号、第二十六条の五十二第四項、第二十六条の六十第二号及び第二十六条の七十四中「（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

第三十条第四号中「（当該役員が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

第三十条の六第二項第十号中「当該役員が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書、当該」を削り、「当該法人」を「当該役員」に改め、同項第十一号中「当該役員」を「役員」に、「当該法人」を「当該役員」に改める。

第三十条の十三第一項第六号中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同項第七号中「又は外国人登録証明書」を「、在留カード又は特別永住者証明書」に改め、同項第八号中「運転免許証」を「運転免許証等」に改める。

第三十条の二十第三項第三号中「（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

別紙様式第一号第2面記載上の注意6中「外国人登録証明書」を「住民票」に、「通称名」を「通称」に改める。

別紙様式第八号の二17(1)の表中

まちづくりの推進を図る活動		
観光の振興を図る活動		
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動		

を

まちづくりの推進を図る活動		
観光の振興を図る活動		
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動		
上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動		

に、

観光の振興を図る活動		
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動		
上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動		
上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動		
上記に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動		

を

農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動		
上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動		
上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動		
上記に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動		

に改める。

別紙様式第二十二号5の表記載上の注意1中「居住地」を「住所」に改める。

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号ロ中「外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書」を「在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。第十六条第二号において同じ。）の写し、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。第十六条第二号において同じ。）の写し又は住民票の抄本」に改める。

第十六条第二号中「外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書」を「在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本」に改める。

別紙様式第五号中「居住地」を「日本における住所」に、「通称名」を「通称」に改める。

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本」に改める。

別紙様式第四号中「居住地」を「日本における住所」に、「通称名」を「通称」に改める。

（資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正）

第十三条　資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第三号中「（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

別紙様式5の表記載上の注意1中「居住地」を「住所」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」に改める。

別紙様式第一号第2面記載上の注意4．中「外国人登録証明書」を「住民票」に、「通称名」を「通称」に改める。

別紙様式第二号中「居住地」を「日本における住所」に、「通称名」を「通称」に改める。

別紙様式第十四号第2面記載上の注意3．中「外国人登録証明書」を「住民票」に、「通称名」を「通称」に改める。